

法務省民二第1379号

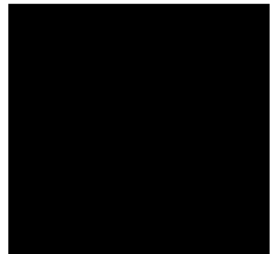
平成20年5月7日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置
に係る証明書の様式について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から照会があり、別紙乙
号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



20 経営第 491 号
平成 20 年 4 月 30 日

法 務 省 民 事 局 長 殿

農林水産省経営局長

租税特別措置法第 80 条の 2 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について

所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年財務省令第 30 号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 80 条の 2 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る農林水産大臣又は都道府県知事の発行する証明書の様式を別添様式第 1 号及び様式第 2 号のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

なお、本通知を新たに定めることに伴い、「租税特別措置法第 80 条の 3 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」（平成 18 年 4 月 20 日付け 18 経営第 195 号農林水産省経営局長通知）を廃止するとともに、所得税法等の一部を改正する法律附則第 89 条第 7 項から第 10 項までの規定に基づき、なお従前の例によることとされた不動産の権利の移転の登記については、当該経過措置が適用されている間は証明書の様式についてもなお従前の例によることとしましたので、その旨も併せて貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

【様式第1号（第80条の2第1項関係）】

租税特別措置法適用証明申請書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

主たる事務所の所在地
農 林 中 央 金 庫
代表理事理事長・氏名 印

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の2第1項の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

- 別紙記載の不動産に関する権利を(1)の事業譲渡により(2)の〇〇信用農業協同組合連合会から取得したものであること
(1) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。）第27条において準用する再編強化法第15条第1項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第2条第4項第1号に規定する事業譲渡
(2) 再編強化法第2条第1項第2号に規定する信用農業協同組合連合会
- 別紙記載の不動産に関する権利を取得した日
- 上記1の事業譲渡が租税特別措置法第80条の2第1項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第6号）第2条に規定する基準を満たすものであること

番 号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

農 林 水 産 大 臣
氏 名 印

(別紙) 不動産の移転に関する権利

1 土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

(注1) 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
(注2) 「権利の種類」欄は、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	権利の種類

(注1) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
(注2) 「権利の種類」欄は、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

【様式第2号（第80条の2第2項関係）】

租税特別措置法適用証明申請書

番 年 月 号 日

〔農 林 水 産 大 臣
又 是
〇 〇 都 道 府 県 知 事〕 殿

主たる事務所の所在地
〇〇農業協同組合
代表者の役職・氏名 団

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の2第2項の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

- 別紙記載の不動産に関する権利を(1)の合併により、(2)の〇〇農業協同組合が(2)の××農業協同組合から取得したものであること
(1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第65条第2項に規定する行政庁の認可を受けた同条第1項に規定する合併
(2) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第2条第1項第1号に規定する特定農業協同組合
- 別紙記載の不動産に関する権利を取得した日
- 上記1の合併が租税特別措置法第80条の2第1項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第6号）第3条に規定する基準を満たすものであること

番 年 月 号 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

〔農 林 水 産 大 臣 氏 名 団
又 是
都 道 府 県 知 事 氏 名 団〕

(別紙) 不動産の移転に関する権利

1 土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

(注1) 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

(注2) 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

(注1) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

(注2) 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

法務省民二第1378号

平成20年5月7日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置
に係る証明書の様式について（回答）

本年4月30日付け20経営第491号をもって照会のありました標記の件に
ついては、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。